平成２１年（フ）第１５２４号
広島市西区観音本町１丁目12番９―503号
債務者　末廣　エリ
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６８６号
広島市西区己斐上４丁目10番10号
債務者　亀岡　清明
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７１８号
広島市佐伯区五日市町大字石内3231番地グリーンコーポ101
債務者　丹良本瞬二
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０４号
広島県廿日市市丸石１丁目３番３―405号
債務者　田中　春樹
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０５号
広島県廿日市市丸石１丁目３番３―405号
債務者　田中　節子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７８号
山口県宇部市大字小串23番地７
債務者　佐﨑　隆宏
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第９４３号
福岡市南区清水３丁目16番16―102号
債務者　高巣　博美
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４３５号
福岡県宗像市赤間５丁目４番１号
債務者　時松　敏明
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９１０号
福岡県古賀市花見南２丁目16番37―302号
債務者　中山　完二
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９１３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵255番地１ハウス天神の森402号
債務者　伊藤　賢次
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１５０号
福岡市中央区福浜２丁目６番５―663号
債務者　大鶴　和明
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１７５号
福岡市東区香椎６丁目６番５号
債務者　松尾　　豊
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１８５号
福岡県福津市東福間１丁目２番４―609号
債務者　松尾　規子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３４２号
福岡市東区松田３丁目15番６―806号
債務者　中岡　浩二
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３７０号
福岡市城南区友丘３丁目12番15号
債務者　前田　武志
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３７４号
福岡市南区清水１丁目18番17号
債務者　黒木　徳幸
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３８５号
福岡県前原市大字神在1297番地の１サンフル岡本206号
債務者　林　　一朗
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３８６号
福岡県前原市大字神在1297番地の１サンフル岡本206号
債務者　林　眞由美
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部